

## 福祉サービス第三者評価結果報告書

### 【児童福祉分野（保育所）】

#### 【受審施設・事業所情報】

|            |                                                                     |        |         |
|------------|---------------------------------------------------------------------|--------|---------|
| 事業所名称      | なんばカナリア保育園                                                          |        |         |
| 運営法人名称     | 株式会社 アバン                                                            |        |         |
| 福祉サービスの種別  | 小規模保育事業                                                             |        |         |
| 代表者氏名      | 園長 深山香織                                                             |        |         |
| 定員（利用人数）   | 12 名                                                                |        |         |
| 事業所所在地     | 〒 556-0011<br>大阪市浪速区難波中3丁目14-16新栄難波ビル3F                             |        |         |
| 電話番号       | 06                                                                  | － 6648 | － 8637  |
| F A X 番号   | 06                                                                  | － 6634 | － 9038  |
| ホームページアドレス | <a href="https://canary.avan.co.jp/">https://canary.avan.co.jp/</a> |        |         |
| 電子メールアドレス  |                                                                     |        |         |
| 事業開始年月日    | 2022年4月1日                                                           |        |         |
| 職員・従業員数※   | 正規                                                                  | 6 名    | 非正規 2 名 |
| 専門職員※      | 保育士 7名 子育て支援員 1名                                                    |        |         |
| 施設・設備の概要※  | [居室]                                                                |        |         |
|            | [設備等] 保育室 トイレ 調理室 職員室                                               |        |         |

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

#### 【第三者評価の受審状況】

|         |     |
|---------|-----|
| 受審回数    | 0 回 |
| 前回の受審時期 | 年度  |

#### 【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 評価結果公表に関する<br>事業所の同意の有無 | 有 |
|-------------------------|---|

## 【理念・基本方針】

「思いきり遊んで、いっぱい食べて、ぐっすり眠る」子どもらしくのびのびと過ごす事を大切にしています。初めての集団生活では、遊びや生活を通して様々な体験をすることで、“やりたい”、“やってみたい”と意欲を持ったり、人との関わりの中で協調性や思いやりの心を養います。一人ひとりの思いをしっかりと受け止め、子どもたちだけではなく、保護者様からも安心して頂けるような、笑顔でホッとできる保育園を目指しています。

## 【施設・事業所の特徴的な取組】

当該施設は、小規模保育所として、ワンフロア保育の特性を生かしながら、職員間の良好な人間関係を維持している点が特徴である。日常的に会話が交わされ、相互の信頼関係が築かれていることが、過去数年間にわたり離職者ゼロという定着率の高さに繋がっている。この成果は組織内の風通しの良さと安定した職場環境を示している。また、利用児の多数が外国籍という多文化的な背景を持つ家庭であるにもかかわらず、「アットホームで安心できる」「子どものペースに合わせてくれる」といった保護者の声が多く寄せられており、文化的な違いを越えて受容される保育実践がなされていることがうかがえる。自治体と連携した要保護児童対策協議や研修への参加も積極的であり、地域社会と共に課題解決に取り組む姿勢も評価される。また、オムツのサブスクリプションサービスの導入など、多様なニーズに応じた柔軟な運営体制が整っていることも特徴の一つである。

## 【評価機関情報】

|           |              |   |             |
|-----------|--------------|---|-------------|
| 第三者評価機関名  | 特定非営利活動法人このば |   |             |
| 大阪府認証番号   | 270068       |   |             |
| 評価実施期間    | 2025年9月1日    | ～ | 2025年10月14日 |
| 評価決定年月日   | 2025年10月15日  |   |             |
| 評価調査者（役割） | 2401C036     | （ | 運営管理・専門職委員） |
|           | 2301C003     | （ | 運営管理・専門職委員） |
|           |              | （ | ）           |
|           |              | （ | ）           |
|           |              | （ | ）           |

## 【総評】

### ◆評価機関総合コメント

本施設は、小規模ならではの利点を活かし、きめ細やかな保育を実践している点が評価される。特に、外国籍の保護者が多数を占めるという独自の環境の中で、「安心できる」「説明が丁寧」「毎日楽しそうに通っている」といった声が寄せられており、文化・言語の壁を越えて信頼関係を築いていることが確認された。保育内容や活動は、視覚的・簡潔な情報を活用し、保護者との共有に工夫が見られる点も高く評価できる。さらに、日々の連絡帳や面談を通じた柔軟な対応は、利用者の不安軽減に寄与している。職員間の人間関係も良好で、数年間離職者がいないことから、働きやすい職場環境であることがうかがえる。一方で、自己評価シートや職務分掌の文書化が行われておらず、業務の属人化が懸念される。現状では大きな課題にはなっていないが、将来的な職員交代などに備えた明文化と標準化が求められる。また、地域連携については、要対協（要保護児童対策協議）や研修等を通じた取組が継続されており、関係機関との連携体制も整っている。今後は、多文化家庭における子どもの成長の可視化や情報提供のさらなる充実を図ることで、保護者との信頼関係をより深め、施設の強みをさらに発展させることが期待される。

### ◆特に評価の高い点

本施設で特に評価されるのは、職員の高い定着率と、外国籍家庭への対応力である。数年間にわたり離職者がいないという事実は、日々の職員同士の対話や協力体制、ワンフロアでの保育体制に支えられた良好な職場環境の表れである。また、外国籍家庭が多数を占める中で、「子どもの気持ちを尊重してくれる」「安心して任せられる」といった保護者の肯定的な声が聞かれており、多文化環境においても温かく柔軟な保育を実現している点が大きな強みである。地域との連携や自治体主催の研修参加など、外部との協働にも積極的に取り組んでおり、地域社会の一員としての役割を果たしている点も高く評価される。これらの取組が、保護者の満足度の向上と地域に根ざした保育の実践に結びついている。

### ◆改善を求められる点

現在、自己評価シートの導入や職務分掌の明文化が行われておらず、業務の多くが経験と暗黙知に頼って運用されている。職員の定着状況が良好であるため表面化していないが、将来的な人員交代や事業所運営の持続性を考慮すると、属人化は大きなリスクとなり得る。今後は、業務の標準化や役割の明確化を進め、組織としての対応力を高める必要がある。また、自己評価を通じた保育の質の見直し体制を確立し、PDCAサイクルをより実効性あるものにしていくことが求められる。

### ◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

このたびの評価を通じて、当園の職員定着や多文化対応への日々の取組が評価されたことを嬉しく受け止めている。外国籍の保護者が多い中で、安心して利用していただける環境づくりを意識してきた成果が形となったことに励まされている。一方で、自己評価や職務分掌など、改善の余地がある点も明らかになった。今回の指摘を真摯に受け止め、保育の質と組織運営の両面でより良い体制づくりを目指してまいりたい。今後も、子どもたちの成長を支える安心の場となるよう努めていく。

### ◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

## 第三者評価結果

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

|                             |                                                                                                                                                                                                                             | 評価結果 |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| Ⅰ-1 理念・基本方針                 |                                                                                                                                                                                                                             |      |
| Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。 |                                                                                                                                                                                                                             |      |
| Ⅰ-1-(1)-①                   | 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。                                                                                                                                                                                                     | a    |
| (コメント)                      | 事業者の取り組みから、理念と基本方針が法人、保育所内の文書や広報媒体に記載されており、職員への周知が行き届いていると判断される。具体的には、理念や基本方針が会議や研修会で説明されているほか、職員向けの研修においても周知が取り組まれている。また、保護者への周知も資料を基に説明されていることから、適切な周知が図られていることが伺える。さらに、パンフレットや入園のしおりといった資料も提出されており、総合的に周知が達成されていると評価できる。 |      |

|                             |                                                                                                                                                                                                        | 評価結果 |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| Ⅰ-2 経営状況の把握                 |                                                                                                                                                                                                        |      |
| Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 |                                                                                                                                                                                                        |      |
| Ⅰ-2-(1)-①                   | 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。                                                                                                                                                                        | a    |
| (コメント)                      | 事業者は、社会福祉事業の動向、地域の福祉計画、子どもの数や利用者像に関するデータを具体的に把握・分析しており、地域の経営環境の変化を適切に理解している。また、定期的に保育のコスト分析や利用者の推移分析を行っている。このような取り組みにより、事業経営を取り巻く環境と経営状況が的確に把握・分析されていることが確認でき、事業の安定性や将来展望が考慮されていると判断される。               |      |
| Ⅰ-2-(1)-②                   | 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。                                                                                                                                                                              | a    |
| (コメント)                      | 事業者は経営環境や保育の内容、組織体制、設備の整備、財務状況等の現状分析を行い、具体的な課題を明らかにしている。さらに、経営状況や改善すべき課題について役員間での共有がなされており、職員にも周知されている。また、定期的に法人本部とミーティングを実施して、経営課題の解決・改善に向けた具体的な取り組みを進めていると判断される。以上の点から、組織的な取り組みが行われている評価を下すことが適切である。 |      |

|                                 |                                                                                                                                                                                          | 評価結果 |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| Ⅰ-3 事業計画の策定                     |                                                                                                                                                                                          |      |
| Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 |                                                                                                                                                                                          |      |
| Ⅰ-3-(1)-①                       | 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。                                                                                                                                                              | b    |
| (コメント)                          | 中・長期計画について、経営課題や問題点の解決に向けた具体的な内容があることが確認できる。特に職員の採用と定着については、過去数年間離職がない状況であることから、一定の成果を上げている。しかしながら、理念や基本方針の実現に向けた目標が明確にされておらず、数値目標や具体的な成果が設定されていない。そのため、実施状況の評価が不十分な部分が残っているので、改善が必要である。 |      |

|                          |                                                                                                                                                                                                       |   |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 1-3-(1)-②                | 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。                                                                                                                                                                            | b |
| (コメント)                   | 法人本部で単年度の事業計画が作成されていることから、中・長期計画が一部反映されていると考えられる。また、単年度の事業計画において具体的な数値目標や成果が設定され、実施状況の評価が可能となっていることも評価できる点である。しかし、単年度の計画に中・長期計画の内容を具体的に示す部分がないため、内容が十分とは言えない。したがって、現在の取り組みは中・長期計画が十分に反映されていない状況と判断する。 |   |
| 1-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。 |                                                                                                                                                                                                       |   |
| 1-3-(2)-①                | 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。                                                                                                                                                             | b |
| (コメント)                   | 事業計画は職員の参画や意見の集約・反映のもとで策定され、また、計画が職員に周知され理解を促す取組も行われている。一方で、計画期間中における事業計画の実施状況の把握については、あらかじめ定められた時期や手順に基づいていないことが指摘されている。さらに、計画の評価と見直しは行われているが、実施状況の把握や職員の理解についての一部が不十分と考えられるため、この評価とした。              |   |
| 1-3-(2)-②                | 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。                                                                                                                                                                             | b |
| (コメント)                   | 事業者は事業計画を保護者に周知しており、個人面談や入園時の説明を通じて情報提供を行っている。しかし、理解を促すための工夫が不足していると考えられる。具体的には、説明資料の作成や保護者の参加を促進するための方法が十分に採用されていない。ただし、主な内容の周知は保護者会を通して行われているため、周知自体は実施されている。このため、理解を深めるための追加の取組が求められると判断される。       |   |

|                                    |                                                                                                                                                                                                                 | 評価結果 |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組        |                                                                                                                                                                                                                 |      |
| 1-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。 |                                                                                                                                                                                                                 |      |
| 1-4-(1)-①                          | 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。                                                                                                                                                                                   | b    |
| (コメント)                             | 事業者は保育の質の向上に向けた取り組みを組織的にしており、PDCAサイクルに基づく活動や保育内容の評価を実施している体制が整備されていることが確認できる。しかし、自己評価や第三者評価を年に1回以上定期的に実施することが不十分であるため、PDCAサイクルの一部が機能していない部分が見られる。今後、自己評価シートの導入を検討していることから、評価体制の強化を図る意欲はあるが、現時点では改善の余地があると判断される。 |      |
| 1-4-(1)-②                          | 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。                                                                                                                                                                     | b    |
| (コメント)                             | 評価結果分析に基づき課題が明確化されており、その課題について職員の参画のもとでの改善策や改善計画が策定されていることが確認できる。ただし、改善の取組を計画的に行う部分についてチェックがついておらず、具体的な実施までには至っていないとみられる。これらのことから、課題の明確化に関しては進展があるものの、実施に関する計画的な取り組みがまだ十分でない状況であると判断された。                        |      |

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 評価結果 |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ           |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |      |
| Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。     |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |      |
| Ⅱ-1-(1)-①                    | 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。                                                                                                                                                                                                                                                        | b    |
| (コメント)                       | 施設長が保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしていることから、自らの役割と責任を職員に示す努力は確認できる。しかし、自らの役割と責任の具体的な文書化や、会議や研修での周知が不十分であり広報活動も行われていない。このため、職務分掌等について職員に対する徹底した理解は欠けている可能性がある。有事における役割の明確化については対応されているものの、全体として施設長の責任と役割を職員に示すには改善の余地がある。                                                                         |      |
| Ⅱ-1-(1)-②                    | 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。                                                                                                                                                                                                                                                            | a    |
| (コメント)                       | 施設長は遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者との適正な関係を保持していることが示されています。また、法令遵守の観点を重視した研修や勉強会に積極的に参加していることから、法令等の理解に向けた取り組みが確認できます。さらに、施設長が環境の配慮を含む幅広い法令の把握と取り組みを行っている点や、職員に対して法令等の周知や具体的な取り組みを実施していることから、法令遵守に対する積極的な姿勢と実行力が評価される。                                                                           |      |
| Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |      |
| Ⅱ-1-(2)-①                    | 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。                                                                                                                                                                                                                                                          | a    |
| (コメント)                       | 事業者の取り組みとして、施設長が保育の質の現状を定期的かつ継続的に評価・分析していることが確認できる。さらに、施設長は保育の質に関する課題を的確に把握し、改善のための具体的な取組を示している点で指導力を発揮している。また、保育の質の向上に向けた具体的な体制を組織内で構築し、施設長自身もその活動に積極的に参画している。職員の意見を取り入れるための取組や、職員の教育・研修の充実を図っていることから、施設長の指導力が十分に発揮されていると判断される。したがって、すべての評価の着眼点においてチェックがついていることが示されており、総合的に評価基準aに該当する。 |      |
| Ⅱ-1-(2)-②                    | 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。                                                                                                                                                                                                                                                          | a    |
| (コメント)                       | 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえた分析を行い、効果的な事業運営を目指す具体的な取り組みを実施している。さらに、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置や職員の働きやすい環境整備などにも具体的に取り組んでいる。また、組織内に同様の意識を形成するための取組や、具体的な体制の構築、自らの積極的参画を行っている点から、経営改善において十分な指導力を発揮していると判断される。                                                                        |      |

|                                        |                                                                                                                                                                                                                      | 評価結果 |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| II-2 福祉人材の確保・育成                        |                                                                                                                                                                                                                      |      |
| II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。 |                                                                                                                                                                                                                      |      |
| II-2-(1)-①                             | 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。                                                                                                                                                                             | a    |
| (コメント)                                 | 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材確保と育成に関する方針が確立されている。また、保育の提供に関わる専門職の配置や活用について具体的な計画が存在し、それにもとづいて人材の確保や育成が実施されている。さらに、法人として効果的な福祉人材確保のための採用活動が行われており、計画に沿った取り組みが確認できることから、目標とする保育の質を確保する体制が整えられていると考えられる。                  |      |
| II-2-(1)-②                             | 総合的な人事管理が行われている。                                                                                                                                                                                                     | b    |
| (コメント)                                 | 事業者の取り組みでは、人事管理の基本となる法人の理念・基本方針に基づいた「期待する職員像」や人事基準が明確にされ、それが職員に周知されている。さらに、一定の人事基準を基に職員の評価が行われており、職員処遇の水準も評価・分析し、必要な改善策を実施していることから、総合的な人事管理が実行されていると判断される。しかし、職員が自ら将来を描くための仕組み作りがまだ不十分なため、総合的な人事管理の一部では改善の余地があるといえる。 |      |
| II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。            |                                                                                                                                                                                                                      |      |
| II-2-(2)-①                             | 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。                                                                                                                                                                                   | a    |
| (コメント)                                 | 改善策の実行面での具体性には課題があるものの、職員の就業状況や意向を把握するための仕組みは整備されており、職員の休暇取得状況や健康への配慮、相談窓口の設置などが積極的に行われていることから、職場環境の改善に努めていることが分かる。就業環境の改善に向けた具体的な取り組みにおいて、一定の進展が認められる                                                               |      |
| II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。        |                                                                                                                                                                                                                      |      |
| II-2-(3)-①                             | 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。                                                                                                                                                                                              | b    |
| (コメント)                                 | 職員一人ひとりの目標管理にコミュニケーションを重視した取組が確認できる一方で、組織としての「期待する職員像」の明確化や、目標設定シートの作成がされていない点が課題である。職員との面接を通じた目標の確認やミーティングを実施していることから、一定の目標設定は行われているが、その内容や水準の明確化が求められる。目標の達成度や進捗状況の確認は行われているため、目標管理の仕組みは部分的には機能していると評価される。         |      |
| II-2-(3)-②                             | 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。                                                                                                                                                                              | a    |
| (コメント)                                 | 事業者は、職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、具体的な職員像や期待する専門技術・専門資格を明示している。また、教育・研修は策定された計画に基づき適切に実施され、定期的な計画の評価と見直しも行われていることから、継続的な改善が図られている。さらに、提出された職員心得業務マニュアルや研修記録も、実施状況を裏付けるものであり、全体として保育所としての教育・研修体制が整っていると判断される。              |      |
| II-2-(3)-③                             | 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。                                                                                                                                                                                            | a    |
| (コメント)                                 | 職員の教育・研修に関する取り組みが組織的に確立されており、職員一人ひとりに適切な教育・研修の機会が提供され、実施されていることが確認できる。職員の知識や技術水準、専門資格の取得状況を把握しており、新任職員や経験・習熟度に応じた個別的なOJTが適切に実施されている。階層別、職種別、テーマ別研修の機会も確保し、外部研修への情報提供や参加の勧奨も行い、職員が参加できる環境を整えていることが評価された。              |      |

|                                              |                                                                                                                                                                                                                      |   |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。 |                                                                                                                                                                                                                      |   |
| II-2-(4)-①                                   | 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。                                                                                                                                                                          | c |
| (コメント)                                       | 取組内容として、実習生の申し込みがないため、実習生等の受け入れや研修・育成に関する取り組みを一切行っていないことが示されている。また、研修・育成に関する基本姿勢の明文化や、受け入れに関するマニュアルの整備、プログラムの用意、指導者に対する研修の実施、学校側との実習内容についての連携など、いずれの項目にもチェックが入っておらず、教育・研修が行われていない状況が明らかです。以上の点から、体制の整備がされていないと判断された。 |   |

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                   | 評価結果 |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| II-3 運営の透明性の確保                    |                                                                                                                                                                                                                                                                   |      |
| II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。 |                                                                                                                                                                                                                                                                   |      |
| II-3-(1)-①                        | 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。                                                                                                                                                                                                                                        | a    |
| (コメント)                            | 事業者はホームページを活用して、法人や保育所の理念、基本方針、保育内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報を適切に公開しており、情報の透明性が確保されている。また、地域の福祉向上のための取り組みや第三者評価の結果、苦情体制や改善状況も公表している。さらに、法人の理念や基本方針についても社会・地域に対して明示し、存在意義や役割を明確にしようとする努力が確認できる。一方、印刷物や広報誌等の配布は行われていないが、オンラインでの情報提供が十分に行われており、総合的に透明性の高い情報公開が達成されていると評価できる。 |      |
| II-3-(1)-②                        | 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。                                                                                                                                                                                                                                  | a    |
| (コメント)                            | 事業者は保育所における事務、経理、取引等に関するルールや職務分掌、権限・責任を明確にし、職員に周知していることが確認できた。また、内部監査を定期的に実施しており、外部の専門家による監査支援を受けている実績もある。さらに、その支援結果や指摘事項を基に経営改善を進めている点から、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営が行われていると判断される。それゆえ、事業者は高い基準での業務運営体制を確立していると評価できる。                                                     |      |

|                             |                                                                                                                                                                                                                             | 評価結果 |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| II-4 地域との交流、地域貢献            |                                                                                                                                                                                                                             |      |
| II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。 |                                                                                                                                                                                                                             |      |
| II-4-(1)-①                  | 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。                                                                                                                                                                                                  | b    |
| (コメント)                      | 事業者は地域との交流に関して一定の取り組みを行っているが、十分とは言えない状況が見受けられる。具体的には、地域の情報収集や掲示板を利用した保護者への情報提供、子どもが地域の行事に参加する際の職員やボランティアによる支援体制の整備は進んでいる。しかし、地域とのかかわりに関する基本的な考え方の文書化や、地域の人々と子どもとの交流機会を定期的に設ける取り組みは不足している。このため、地域との交流を積極的に広げるにはさらなる努力が必要である。 |      |
| II-4-(1)-②                  | ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。                                                                                                                                                                                          | c    |
| (コメント)                      | ボランティア受入れに関する基本姿勢や地域の学校教育等への協力に関する基本姿勢が明文化されていない。また、ボランティア受入れの登録手続や配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルも整備されていない状況であり、ボランティアに対する必要な研修や支援も行われていない。さらに、学校教育への協力も行われていないため、ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていないと判断される。                            |      |

|                              |                                                                                                                                                                                                                     |   |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。    |                                                                                                                                                                                                                     |   |
| Ⅱ-4-(2)-①                    | 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。                                                                                                                                                                             | a |
| (コメント)                       | 関係機関・団体との連携に関する取り組みがしっかりと行われている。職員会議で情報共有がなされ、定期的に連絡会が実施されているため、関係機関との合意形成が進んでいると考えられる。また、地域の共通課題に対して協働して取り組む姿勢が確認でき、家庭での虐待が疑われる場合の適切な対応が図られている。特に地域の課題に対する研修や勉強会を通じた解決は、実践的かつ有意義な取り組みであり、関係機関との連携が適切に行われていると評価される。 |   |
| Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。 |                                                                                                                                                                                                                     |   |
| Ⅱ-4-(3)-①                    | 地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。                                                                                                                                                                                         | b |
| (コメント)                       | 事業者は区役所や児童相談所との連携を密にしており、地域の福祉ニーズと生活課題を把握しようとする姿勢が見受けられる。また、運営委員会の開催や関係機関との連携に努めている点も評価できる。しかし、地域住民に対する相談事業を通じた多様な相談に応じる機能が欠けているため、地域のニーズ把握には不十分な部分がある。これにより、地域の具体的な福祉ニーズの把握に向けた取り組みを行っているものの、十分とまでは言えない状況と判断される。   |   |
| Ⅱ-4-(3)-②                    | 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。                                                                                                                                                                                     | b |
| (コメント)                       | 事業者は把握した福祉ニーズに基づき、法定の社会福祉事業を超えた地域貢献を行っていることと、具体的な事業や活動を計画として明示していることが確認できる。しかし、多様な機関や地域住民と連携して、地域コミュニティの活性化や防災対策への取り組みが不十分であることから、地域全体への貢献という側面ではまだ課題が残されていると考えられる。このため、取組の具体性や連携の端緒を増やす努力が必要であると判断した。              |   |

### 評価対象III 適切な福祉サービスの実施

|                               |                                                                                                                                                                                                                                             | 評価結果 |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| III-1 利用者本位の福祉サービス            |                                                                                                                                                                                                                                             |      |
| III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。 |                                                                                                                                                                                                                                             |      |
| III-1-(1)-①                   | 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。                                                                                                                                                                                                          | a    |
| (コメント)                        | 子どもの尊重した保育に関する基本姿勢が組織内で明確にされており、その姿勢を職員が理解し、実践するための取組が行われている。具体的には、理念や基本方針にその姿勢が明示されているだけでなく、「倫理綱領」や規程等が策定され、職員の理解を促進している。また、勉強会・研修の実施や状況の把握・評価によって、組織としての意識向上が図られている。さらには、保護者との共通認識を持つための取組みも行われていることから、共通の理解を確実にしていると判断される。               |      |
| III-1-(1)-②                   | 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。                                                                                                                                                                                                                 | a    |
| (コメント)                        | 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等が整備され、職員への研修を通じてその理解が図られていることが確認できる。また、規程・マニュアルに基づき、プライバシーに配慮した保育が実施されていると判断できる。一人ひとりの子どもに対して、生活の場にふさわしい快適な環境を整え、プライバシーを守るための設備の工夫が行われている。さらに、保護者を含む子どもへのプライバシー保護に関する取組が周知されていることから、総合的にプライバシー保護の取り組みが十分であるとみなされる。 |      |

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

|             |                                                                                                                                                                                                                           |   |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| III-1-(2)-① | 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。                                                                                                                                                                                          | a |
| (コメント)      | 事業者は保育所の情報提供において、理念や基本方針、保育の内容、保育所の特性等を紹介した資料を公共施設などに配置し、多くの人が入手できるようにしている。この資料は分かりやすい言葉遣いや写真・図・絵を用いた内容にするなど、保護者にとってわかりやすく工夫されている。また、保育所利用希望者に対して個別説明や見学の希望にも対応し、情報提供の適宜見直しを実施していることから、保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供していると判断される。 |   |
| III-1-(2)-② | 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。                                                                                                                                                                                            | a |
| (コメント)      | 事業者は保育の開始及び変更時において、保護者の意向に配慮しつつ、保護者等にわかりやすく工夫された資料を用いて説明を行っている。さらに、説明の際には、保護者等が理解しやすいように配慮がなされており、同意を得た内容は書面で残されていることが確認できる。また、特に配慮が必要な保護者への説明についても適切にルール化され、適正な対応が行われている。外国籍の在園児が多いため、資料を英語に翻訳する取り組みが評価される。              |   |
| III-1-(2)-③ | 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。                                                                                                                                                                                           | b |
| (コメント)      | 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めていること、また保育所の利用終了後も相談ができるように担当者や窓口を設置していることから、一定程度の配慮がされていることがわかる。しかし、保育所の利用終了時に子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者についての説明および文書提供が行われていないため、保育の継続性に関する配慮が十分ではないと判断された。これにより改善の余地があることが明確である。        |   |

III-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

|             |                                                                                                                                                                                                                              |   |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| III-1-(3)-① | 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。                                                                                                                                                                                              | b |
| (コメント)      | 子どもの満足を把握するための仕組みが整備されていることが示されているが、利用者満足を上昇させるための取り組みが不十分である。具体的には、保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会を定期的に行うことである程度の満足把握が行われているものの、保護者に対する利用者満足に関する定期的な調査が行われていない。また、利用者満足に関する分析や検討体制の不備も見受けられる。これらの点から全体として満足度向上のための取り組みが十分ではないと判断される。 |   |

III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

|             |                                                                                                                                                                                                                                                           |   |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| III-1-(4)-① | 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。                                                                                                                                                                                                                                | a |
| (コメント)      | 苦情解決の体制が整備されており、具体的には苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置が確認されている。また、苦情解決の仕組みについて、保護者等に対して説明する資料を配布し、掲示物も設置するなど、周知に向けた取り組みが積極的に行われている。さらに、苦情の申し出がしやすいようにカードの配布や匿名アンケートを活用している。苦情の受付や解決の記録も適切に保管され、保護者に対するフィードバックと結果の公表が実施されている点から、運用がしっかりしていると判断される。                  |   |
| III-1-(4)-② | 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。                                                                                                                                                                                                                        | a |
| (コメント)      | 事業者は、保護者が相談や意見を述べる際の方法や相手を選択できる環境を整備するために、様々な取り組みを行っていることが確認される。具体的には、複数の相談方法や相談相手を提供し、それを明確に説明した文書を作成している。また、その文書を保護者に配布し、わかりやすい場所に掲示することで周知を図っている点が評価される。さらに、相談しやすい環境の確保に配慮し、結果として保護者にとって相談や意見を述べやすい体制が整っていると判断される。したがって、保護者とのコミュニケーションを重視した環境が構築されている。 |   |

|                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| III-1-(4)-③                                 | 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。                                                                                                                                                                                                                                      | a |
| (コメント)                                      | 事業者は、保護者からの相談や意見を積極的に把握し、迅速に対応するための体制を整えている。具体的には、意見箱の設置やアンケートの実施といった積極的な意見の把握の取り組み、相談や意見の記録方法や報告手順、対応策の検討に関するマニュアルの整備が確認できる。また、職員は保護者が意見を述べやすいように配慮し、迅速な対応を行っていることや意見にもとづき保育の質向上に努めている姿勢が認められる。対応マニュアルの定期的な見直しも行われており、組織的かつ迅速な対応が取られていることから、評価基準の最も高い水準に該当すると判断される。 |   |
| III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。 |                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |
| III-1-(5)-①                                 | 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。                                                                                                                                                                                                                            | a |
| (コメント)                                      | リスクマネジメントについての取り組みが充実しており、責任者の明確化やリスクマネジメント委員会の設置などの体制が整えられている。また、事故発生時の対応や安全確保についての責任と手順が明確にされていて、職員への周知も適切に行われている。さらに、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われ、職員の参画のもとで発生要因の分析や改善策・再発防止策の検討・実施が行われていることから、リスクマネジメント体制が適切に構築されていると判断できる。                                         |   |
| III-1-(5)-②                                 | 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。                                                                                                                                                                                                                           | a |
| (コメント)                                      | 事業者は感染症の予防と発生時の対応について、管理体制を整備し、責任と役割を明確にしています。また、感染症の予防と対応マニュアルを作成し、職員に周知徹底しており、担当者を中心に定期的な勉強会を開催しています。感染症の予防策は適切に講じられ、発生時には適切な対応が行われていることが確認できます。さらに、感染症の予防策と対応については定期的に見直しを行っており、保護者への情報提供も適切にされています。これらの点から、組織として体制が整備され、取組が十分に行われていると判断できる。                      |   |
| III-1-(5)-③                                 | 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。                                                                                                                                                                                                                                     | a |
| (コメント)                                      | この事業者は、地震、津波、豪雨、大雪などの災害に対する子どもの安全確保に関して、非常に組織的かつ効果的な取り組みを行っていることが確認できる。災害時の対応体制が確立され、全職員に周知されている。さらに、立地条件にも配慮し、建物や設備に必要な対策を実施している。安否確認の方法も確立され、食料や備品の管理が徹底されている。防災計画書も整備され、地元の関係機関と緊密に連携し、定期的な訓練を実施していることから、災害時における安全確保に過不足のない取り組みが行われていると認められる。                     |   |

|                                       |                                                                                                                                                                                                               | 評価結果 |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| III-2 福祉サービスの質の確保                     |                                                                                                                                                                                                               |      |
| III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。 |                                                                                                                                                                                                               |      |
| III-2-(1)-①                           | 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。                                                                                                                                                                               | a    |
| (コメント)                                | 取り組み内容では、標準的な実施方法が適切に文書化されており、子どもの尊重やプライバシーの保護に関する態度が明示されている。さらに、職員に対する研修や個別の指導を通じて、その実施方法が徹底されている。加えて、保育が計画通りに実施されているか確認する体制が整っており、保育の実践が画一的ではなく柔軟に行われていることが確認される。これらの観点から、保育が標準化された方法に基づいて適切に実施されていると判断される。 |      |

|                                           |                                                                                                                                                                                                                                                          |   |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| III-2-(1)-②                               | 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。                                                                                                                                                                                                                            | a |
| (コメント)                                    | 事業者は保育の標準的な実施方法について、組織的に定期的な検証と見直しを行うための仕組みを確立し、それに基づく実施が行われている。具体的には、検証・見直しの時期や方法が組織内で定められており、定期的の実施されていることが確認できる。また、指導計画の内容を必要に応じて反映し、職員や保護者からの意見や提案もしっかりと反映する仕組みが整えられている。これにより、保育の質の向上に向けたPDCAサイクルが効果的に機能している。                                        |   |
| III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。 |                                                                                                                                                                                                                                                          |   |
| III-2-(2)-①                               | アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。                                                                                                                                                                                                                               | a |
| (コメント)                                    | 指導計画作成の責任者が設置され、アセスメント手法が確立され適切に実施されている。さらに、職種を超えた関係者が協議に参加し、保育所以外の関係者も含めた合議を行い、具体的なニーズが指導計画に明示されている。また、保護者の意向を反映した計画作成が行われ、指導計画にもとづく保育の振返りや評価制度が整備されて機能している。支援困難ケースに対する対応も適切さが評価される。取り組みの一環として区役所と連携し、職員研修を受けるなど質の向上が図られている。                            |   |
| III-2-(2)-②                               | 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。                                                                                                                                                                                                                                   | a |
| (コメント)                                    | 事業者は指導計画の見直しについて、組織的な仕組みを明確に定めて実施している。具体的には、見直しを行う時期や検討会議の参加職員に関する手順、保護者の意向把握と同意を得るための手順を含む組織的な仕組みが確立されている。また、見直しによって変更した指導計画の内容を関係職員に周知する手順も定められている。さらに、指導計画の評価結果を次の計画に反映しており、保育の質の向上に向けた積極的な取り組みがなされている。このような体制により、計画の見直しに関する手順が組織として適切に実施されていると判断した。  |   |
| III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。          |                                                                                                                                                                                                                                                          |   |
| III-2-(3)-①                               | 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。                                                                                                                                                                                                                   | a |
| (コメント)                                    | 記録に関する着眼点のすべてにおいてチェックがついており、子ども一人ひとりの発達状況や生活状況が保育所の統一様式で正確に記録され、職員間での情報共有がしっかりと行われていることが確認できる。さらに、情報の流れが明確にされ、必要な情報が適切に届く仕組みが整備されており、職員が情報共有のための会議を定期的に開催しているため、記録が適切に職員間で共有化されていると判断される。提出書類の月案、週案、日案、個人指導案は、具体的な保育の実施内容が明記されており、保育の実施状況を詳細に記録し、活用している。 |   |
| III-2-(3)-②                               | 子どもに関する記録の管理体制が確立している。                                                                                                                                                                                                                                   | a |
| (コメント)                                    | 子どもの記録の管理に関する規程が整備されており、適切に管理が行われている。具体的には、個人情報保護規程等に基づき、記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定が定められている。また、個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定され、記録管理の責任者も設置されている。さらに、職員に対して教育や研修が行われており、情報の取り扱いについて保護者に説明がされているため、全体として評価基準に完全に対応しているといえる。                                   |   |

## 児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 評価結果 |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| A－１ 保育内容                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |      |
| A－１－（１） 全体的な計画の作成              |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |      |
| A-1-（１）-①                      | 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。                                                                                                                                                                                                                             | a    |
| （コメント）                         | 全体的な計画は、児童憲章や児童の権利に関する条約、児童福祉法に基づいて作成されていることが確認できる。加えて、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいており、子どもの発達過程や家庭および地域の実態に応じた内容が考慮されている。さらに、保育に関わる職員の参画の下で作成されており、定期的な評価が行われて次の作成に生かされていることから、評価基準の「a」に適合していると判断される。                                                                                          |      |
| A－１－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |      |
| A-1-（２）-①                      | 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。                                                                                                                                                                                                                                              | a    |
| （コメント）                         | 保育所の取り組みにおいて、すべてのチェック項目に「チェックがついている」ことで、子どもが心地よく過ごせる環境の整備が十分に行われていることが確認できた。具体的には、室内の環境が常に適切に保持されている上、設備や寝具の衛生管理にも気を配っている。また、家具や遊具の配置に工夫があり、個々の子どもにとってくつろぎやすい場所の提供もされている。さらに、生活空間の確保や安全な設備の整備もしっかりと実施されているため、評価基準において最高の評価に該当すると判断した。                                                 |      |
| A-1-（２）-②                      | 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。                                                                                                                                                                                                                                                     | a    |
| （コメント）                         | 事業者の取り組みは、子どもの発達や家庭環境に基づく個人差を十分に理解し、子どもそれぞれの気持ちを受け止めることで、一人ひとりの子どもをしっかりと受容していることが確認できる。さらに、子どもが安心して気持ちを表現できるような配慮がされており、適切な対応が行われている。言葉遣いにも配慮し、せかす言葉や制止の言葉を不必要に使わない点でも、子どもへのきめ細やかな関与が徹底されている。このように、子どもたちの状態に応じた保育が行われている。                                                             |      |
| A-1-（２）-③                      | 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。                                                                                                                                                                                                                                               | a    |
| （コメント）                         | 事業者は全ての項目においてチェックがついており、一人ひとりの子どもの発達段階や状態にあわせた環境整備と援助が適切に実施されていることが確認できる。具体的には、基本的な生活習慣の習得において、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重しながら強制することなく学ばせている。また、活動と休息のバランス保持に関する配慮も行われており、子どもにとって基本的な生活習慣を身につけることの重要性を理解させるための働きかけも適切になされている。このように、子どもたちが自分のペースで基本的な生活習慣を身につけるための工夫が見られ、評価基準に十分に適合していると判断される。 |      |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |   |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| A-1-(2)-④ | 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。                                                                                                                                                                                                                                                 | a |
| (コメント)    | チェックがついている項目すべてが子どもの主体的な活動や人間関係を促進する工夫や環境整備に関連しており、充実した保育が展開されていることを示している。具体的には、子どもが自発的に行動できる環境が整備されているだけでなく、保育者の援助が行き届き、遊びの中での身体活動や友人との協同活動、社会的ルールの習得、自然との触れ合い、地域社会との関わりが重視されていることが分かる。このため、子どもの生活や遊びが豊かであるという評価に繋がっている。                                                                     |   |
| A-1-(2)-⑤ | 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                                                                                                                                                                                                                                     | a |
| (コメント)    | 事業者は0歳児の保育環境において、長時間の滞在が適した生活と遊びの工夫を行っていることが分かります。また、保育士等との情緒の安定を図るための愛着関係構築への配慮や、子どもの表情を重視した応答的な関わりも実施されています。また、0歳児が興味と関心を持てるような生活と遊びへの配慮も確認でき、発達過程に応じた必要な保育に取り組んでいます。さらに、家庭との連携を密に取り合っている点からも十分に適切な環境を整備していると評価できます。                                                                        |   |
| A-1-(2)-⑥ | 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                                                                                                                                                                                                                               | a |
| (コメント)    | 事業者は一人ひとりの子どもの個々の状況に応じて、その自発的な行動や自我の育ちを尊重し、適切な環境を整備していることが確認できた。また、探索活動が十分に行えるよう環境を配慮し、保育士が子どもに積極的に関わりを持っていることが伺える。さらに、保育士が友達との関わりを促し、異年齢の子どもや保育士以外の大人との交流も確保し、家庭との連携を大事にしている。これにより保育の内容や方法が適切に配慮されていると判断する。                                                                                  |   |
| A-1-(2)-⑦ | 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                                                                                                                                                                                                                                      | - |
| (コメント)    | 小規模保育所のため                                                                                                                                                                                                                                                                                     |   |
| A-1-(2)-⑧ | 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                                                                                                                                                                                                                                                    | a |
| (コメント)    | 事業者の取り組みは、障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に十分に配慮されていると判断される。具体的には、建物や設備の整備をはじめ、個別の指導計画の作成やそのクラス計画との関連付けが確認できる。また、保育の実施において子ども同士の関わりや成長に配慮している点、保護者との連携や相談体制が整備されている点も評価に値する。さらに、職員が定期的に研修を受け、必要な知識を得る取り組みや保護者へ適切な情報の伝達を行っている点も高く評価できる。このことから、障がいのある子どもの保育の内容や方法において、ほぼ全ての評価基準が満たされていると判断される。 |   |
| A-1-(2)-⑨ | それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。                                                                                                                                                                                                                                                     | a |
| (コメント)    | すべての評価の着眼点においてチェックがついているため、子どもの在園時間や生活リズムを十分に考慮した保育環境が整備されていると判断できる。また、家庭的でゆったりと過ごせる環境を提供し、各子どもの状況に応じて適切な保育が行われていることが確認できる。さらに、子どもの状況や在園時間に応じた食事やおやつを提供、保育士間での円滑な引継ぎ、保護者との連携もしっかりと行われていることから、総合的に見て基準を十分に満たしていると判断される。                                                                        |   |
| A-1-(2)-⑩ | 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。                                                                                                                                                                                                                                               | - |
| (コメント)    | 小規模保育所のため                                                                                                                                                                                                                                                                                     |   |

A-1-(3) 健康管理

|                                                                                                                                                                                                                                              |   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。                                                                                                                                                                                                                 | a |
| (コメント) 子どもの健康管理において、マニュアルの存在に基づき、一人ひとりの子どもの心身の健康状態を継続的に把握する体制が整備されている。また、体調悪化やけがについては保護者に適切に報告し、確認する手順が確立されている。さらに、保健に関する計画の作成や、職員間での情報共有も行われており、保護者からの健康情報の収集や、乳幼児突然死症候群（SIDS）に対する知識の周知が徹底されていることから、子どもの健康管理に関する取り組みが適切であると判断される。           |   |
| A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。                                                                                                                                                                                                            | a |
| (コメント) 事業者は健康診断・歯科健診の結果をきちんと記録し、関係職員にも周知している。また、これらの結果を保健に関する計画等に反映させて、保育が行われていることが確認できる。さらに、家庭での生活にも生かされるよう、健診結果を保護者に伝える取り組みも行われており、保護者との連携が図られていることが明白である。提出された健康診断記録表がその証拠として確認でき、健診結果が反映されていると言える。従って、事業者の取り組みは評価基準に適合していると判断される。        |   |
| A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。                                                                                                                                                                                     | a |
| (コメント) 事業者は、アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもに対して、医師の指示を基に適切な対応を行っていると判断される。具体的には、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、子どもの状況に応じた対応が実施されており、保護者との連携も密に行われている。また、職員に対しても研修を通じて必要な知識や技術の習得が行われており、他の子どもや保護者へも理解促進の取り組みが見られる。これらの取り組みは、評価基準に合致し、適切な対応体制が整備されていることを示している。 |   |

A-1-(4) 食事

|                                                                                                                                                                                                                         |   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。                                                                                                                                                                                        | a |
| (コメント) 事業者の取り組みにおいて、食に関する計画が保育の一環として位置づけられており、子どもが楽しく食事をできる環境を整えていることが評価される。具体的には、子どもが楽しく食事をとれる工夫や、発達段階に応じた適切な援助が行われていること、食器や食材の選定に対する配慮、個々の食欲や好みに応じた量の調整が実施されている。また、家庭との連携を通じて、食育の充実を図っていることも確認できるため、優れた取り組みであると判断される。 |   |
| A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。                                                                                                                                                                               | a |
| (コメント) 子どもの発育状況や体調に対する献立や調理の工夫が見られ、食べる量や好みの把握、季節感のある献立、地域の食文化や行事食の導入が行われている。また、調理員や栄養士が直接子どもたちの食事の様子を見ていることや衛生管理体制が確立されている点も評価できる。しかし、残食の調査記録や検食簿の活用が不十分であり、給食会社の予算に制限されるなど、改善の余地があるため、十分ではないと判断される。                    |   |

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                             | 評価結果 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| A-2 子育て支援         |                                                                                                                                                                                                                                                                             |      |
| A-2-(1) 家庭との緊密な連携 |                                                                                                                                                                                                                                                                             |      |
| A-2-(1)-①         | 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。                                                                                                                                                                                                                                               | a    |
| (コメント)            | 事業者の取り組みは、家庭との適切な連携を図るための具体的な施策が確認できる。提出書類においては、日本語が不自由な保護者に対し通訳者を利用するなど、個別の家庭状況に配慮した対応を実施していることが指摘されている。また、連絡帳等を利用した日常的な情報交換や、保護者に対する保育の意図や内容の共有、保護者会や保育参加といった機会を設け、保護者との相互理解を積極的に推進している。以上の点から、家庭との連携が十分であると判断される。                                                        |      |
| A-2-(2) 保護者等の支援   |                                                                                                                                                                                                                                                                             |      |
| A-2-(2)-①         | 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。                                                                                                                                                                                                                                                  | a    |
| (コメント)            | 事業者は保護者との日々のコミュニケーションを通じて信頼関係を築き、保護者からの相談に応じる体制を整えている。また、保護者の就労状況など個別の事情に配慮した相談対応や、保育所の特性を生かした支援を提供している。さらに、相談内容を適切に記録し、相談を受けた保育士が適切な対応を行うための助言を受けられる体制を整えていることから、組織的かつ効果的な保護者支援が行われていると判断できる。                                                                              |      |
| A-2-(2)-②         | 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。                                                                                                                                                                                                                                | a    |
| (コメント)            | 事業者は、家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に積極的に取り組んでいる。全ての評価の着眼点においてチェックが付いており、具体的には、子どもの心身の状態や家庭状況を把握し、保育所内で情報を共有し、協議する体制が整備されている。また、保護者の精神面と生活面への援助、職員に対する啓蒙活動、日本の児童相談所との連携、マニュアルの整備と職員研修の実施も確認され、適切な対応が行われている。提出書類は虐待対応マニュアルと区役所との連携を示す要対協（要保護児童対策協議）もあり、これらの点から高く評価できる。 |      |

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 評価結果 |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| A-3 保育の質の向上                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |
| A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価） |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |
| A-3-(1)-①                    | 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。                                                                                                                                                                                                                                         | a    |
| (コメント)                       | 保育士が主体的に保育実践の振り返りを行い、改善や専門性の向上に積極的に取り組んでいることが確認できる。具体的には、保育士たちが記録や職員間の話し合いを通じて自らの保育実践の自己評価を行っており、子どもの活動や心の育ち、意欲に配慮しながら振り返りを行っている。また、自己評価を定期的に実施し、互いの学び合いや意識の向上につなげていることも評価できる。さらに、自己評価に基づく改善や専門性の向上への取り組みが明確であり、保育所全体の保育実践の自己評価につなげる取り組みも行われている。これにより、保育の質の向上に向けた組織的かつ継続的な取組が進んでいると判断される。 |      |

|                     |                                                                                                                                                                                                                   | 評価結果 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| A-4 子どもの発達・生活援助     |                                                                                                                                                                                                                   |      |
| A-4-(1) 子どもの発達・生活援助 |                                                                                                                                                                                                                   |      |
| A-4-(1)-①           | 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。                                                                                                                                                                           | a    |
| (コメント)              | 就業規則に体罰等の禁止が明記されており、体罰や暴言、威嚇等が発生しやすい状況についても配慮されている。さらに、これらの問題が発生しないように援助技術を修得するための研修や話し合いが実施されていることから、体罰等不適切な対応の防止と早期発見に積極的に取り組んでいると判断される。また、ワンフロア保育によるお互いの保育状況のフィードバック体制が整っており、閉鎖的な保育環境を作り出していないことも評価できるポイントである。 |      |

## 利用者（保護者）への聞き取り等の結果

### 調査の概要

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 調査対象者  | 保護者                |
| 調査対象者数 | 12人                |
| 調査方法   | Webフォームアンケート（記名なし） |

### 利用者への聞き取り等の結果（概要）

#### 1. 多文化・多言語環境における安心の醸成

当園は利用者の多数が外国籍という特性を有するが、アンケートでは「子どものペースを尊重して丁寧に関わってくれる」「アットホームで安心できる」といった記述が多数寄せられている。言語背景の違いがあるなかでも、日々の関わりや質と温かな雰囲気や子どもの情緒の安定に寄与していることが確認できる。小規模ゆえの目配りと、子ども中心の遊びや体験を重視する姿勢が、文化や言語の違いを越えて受け入れられている点が当園の強みであると考えられる。

#### 2. 情報提供と理解保障の工夫

入園時・入園後の情報提供については「わかりやすい」「日々の様子が伝わる」との肯定的な記述が複数見られる。写真や活動のねらいが伝わる発信、連絡帳での具体的な共有により、家庭での会話や育ちの振り返りにつながっていることが把握できる。多言語環境を前提とすれば、簡潔で平易な表現や視覚的情報の活用が理解の助けになっていると推察されるが、これらは当該記述（「わかりやすい」「細かく伝えてくれる」等）の存在に裏づけられている。個別相談の機会が設けられていることへの安心感も示されており、家庭の意向を踏まえた柔軟な対応が、言語的不安の緩和に資していると評価できる。

#### 3. 遊び・行事・創作活動の充実と異文化理解

戸外活動や地域での遊び、季節の行事、毎月の製作活動など、子どもが主体的に参加できる機会が継続して提供されているとの記述がある。作品や写真の提示は、家庭での共有材料となり、保護者の満足感につながっている。多文化環境において、こうした共通の体験は子ども同士の関わりを促進し、言語に依存しない成功体験を生む。アンケートの「毎日楽しみに登園している」「活動の工夫がうれしい」といった声は、文化背景の違いにかかわらず活動が魅力的であることの根拠となっている。

#### 4. 安全・衛生と緊急時の連絡体制

体調不良時やけがの際の連絡が適切であるとの評価が示され、安全・衛生管理が着実に運用されていることがうかがえる。送迎時の口頭での情報交換や連絡帳での迅速な共有が、初動対応の円滑化に寄与している。多言語環境における安全確保は、情報の正確性とスピードが鍵となるが、「連絡が丁寧」「説明が明瞭」との記述は理解保障が一定程度機能していることの手掛かりである。設備面に関する意見（より高い安全水準への期待）が一部みられるが、現状の不備を指摘するものではなく、更なる安心の追求という前向きな提案として位置づけられる。

#### 5. 今後の期待と継続課題

全体として保育内容・情報提供への満足度は高い。今後は、多文化家庭における「小さな成長」の見える化を一層進めることが期待される。具体的には、日々の生活（食事・睡眠・遊び）の様子や、月間計画と行事の見通しを、写真・簡潔な説明と併せて定期的に共有することで、保護者の理解と安心がより高まると考える。加えて、面談や相談の場面で、理解度の確認や要点の再提示を行う現在の丁寧な運用を維持・強化することが有効である。総じて、当園は小規模の利点と温かな人間関係を基盤に、多文化・多言語の利用者と協働しながら子どもの成長を着実に支える場であると評価できる。今後も、実践の可視化と双方のコミュニケーションを積み重ね、安心と信頼を一層高めていくことが望まれる。